

○無線設備規則第十四条の二第二項の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備（平成二十七年総務省告示第四百二十三号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正後	改正前
<p>一 設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔1・2 略〕</p> <p>3 高度MCA陸上移動通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備</p> <p>4 10 [略]</p> <p>〔二 略〕</p>	<p>一 設備規則第十四条の二第二項の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>〔1・2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>3 9 [同上]</p> <p>〔二 同上〕</p>

附 則

この告示は、公布の日から施行する。